

農業委員会法の改正により

本市の農業委員会が 平成29年5月に大きく変わります!!

現行 (選挙制と市町村長の選任制)

農業委員 [37名]

(委員構成)

- ◆ 選挙による委員 … 30名
- ◆ 団体推薦による委員 … 3名
- ◆ 議会推薦による委員 … 4名

(主な業務)

- 【必須業務】
 - ◆ 農地法に基づく権利移動等に関する許可業務
- 【任意業務】
 - ◆ 担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消

二分化

新設

新制度

〔連携〕

農業委員

農地利用最適化推進委員

主な業務

【必須業務】

- ◆ 農地法に基づく権利移動等に関する許可業務

【選考のポイント】

- ◆ 任期は3年
- ◆ 定数は、委員会を機動的に開催できるよう、現行の半分程度とする。
- ◆ 委員の過半を原則として認定農業者とする。
- ◆ 女性・青年も積極的に登用する。
- ◆ 農業者以外の者で、中立的な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れる。
- ◆ 市議会の同意を得て市長が任命
- ◆ 選考委員会を設置することができる。

主な業務

【必須業務】

- ◆ 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進

【選考のポイント】

- ◆ 任期は3年
- ◆ 推進委員の定数は政令で定める基準に従い、条例で定める。
- ◆ 農業委員会が活動区域を定める。
- ◆ 農業者等に推薦を求めるとともに、募集を行う。（応募者・推薦者の情報を整理し公表、これらの結果を尊重。）
- ◆ 推進委員は農業委員会が委嘱
- ◆ 農業委員を兼ねることができない。

■ 農業委員会の新体制への移行スケジュール（予定）

- 平成28年11月以降 新農業委員、農地利用最適化推進委員の公募・推薦の実施
- 新農業委員の任命（議会の同意後）
- 平成29年5月 現農業委員の任期満了
- 新農業委員会発足
- 農地利用最適化推進委員の委嘱



農地に関する
ご相談

ご相談は、地域の農業委員、農業委員会事務局へ！

■本庁/農業委員会事務局 ☎ 22-1001